

(目的)

第1条 地域包括支援委員会は、社団法人日本社会福祉士会岩手県支部(以下「本会」という)の事業の一環として、地域包括支援センター等が円滑に事業展開され、3職種の機能が十分に発揮されることで、地域福祉の向上に貢献することを目的に設置し、従事する社会福祉士等の研修会の開催、地域包括支援センターに従事する社会福祉士のバックアップ体制の強化、活動状況の把握等を行うこととする。

(名称)

第2条 この委員会を、「地域包括支援委員会」と呼ぶ。

(事務所)

第3条 地域包括支援委員会の事務所は、本会事務局内に設置する。

(組織)

第4条 地域包括支援委員会の運営統括の責任は、本会会長に属する。

(活動)

第5条 地域包括支援委員会の活動は、以下のとおりとする。

- (1) 調査研究
- (2) 従事する社会福祉士のネットワーク構築
- (3) 従事する社会福祉士等の研修
- (4) 会員地域ネットワークによる社会福祉士の支援体制の強化
- (5) 事例検討会の開催
- (6) 権利擁護センター「ばあとなあ岩手」との連携
- (7) その他必要と認める活動

(運営委員会)

第6条 委員は、「地域包括支援委員会」の企画及び運営管理を行う。

- 2 委員は19名以内とし、本会会員をもって構成する。
- 3 委員の選任は、ブロックの選出による。
- 4 運営委員会に、次の役員を置き、委員の互選とする。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
 - (3) 会計 1名
- 5 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(報告)

第7条 委員会は、本会理事会に年2回以上、活動内容及び運営状況を報告するものとする。

(その他運営の留意事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、2016年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の変更は、本会理事会の議決を経るものとする。